

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長 殿

**【提出日】** 2026年4月22日提出

**【発行者名】** Global X Japan株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 藤岡 智男

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

**【事務連絡者氏名】** 仁木 大介  
連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

**【電話番号】** 03-3528-8555

**【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券に係る ETF  
ファンドの名称】** グローバルX NASDAQ100・デイリー・カバード・コール

**【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券の金額】** (1) 当初設定 8億円を上限とします。  
(2) 継続申込期間 5兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 名 称 株式会社東京証券取引所  
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年4月3日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、当ファンドが投資対象とするETFの分配金に関する留意点および販売会社の追加に伴う記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新・訂正後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index（配当込み）」（以下「対象指数」という場合があります。）を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

#### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型投信	内外	不動産投信 (リート)		特殊型
		その他資産 ( )	ETF	
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式		グローバル		
一般	年1回	日本		日経225
大型株				
中小型株	年2回	北米	あり	
債券		欧州	( )	
一般	年4回	アジア		TOPIX
公債				
社債	年6回	オセアニア		
その他債券	(隔月)	中南米		
クレジット属性 ( )	年12回	アフリカ		
不動産投信	(毎月)	中近東 (中東)		その他
その他資産		エマージング	なし	(Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index (配当込み、円換算ベース))
(上場投資信託証券(株式))	日々			
資産複合 ( )	その他 ( )			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## (注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

## (注2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	投資形態	ファミリーファンド
ファンド・オブ・ファンズ		「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ  
(アドレス <https://www.imaj.or.jp/>) をご参照下さい。

#### < 信託の限度 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

#### < ファンドの特色 >

**1**

**TIGER US NASDAQ100 Target Daily Covered Callの受益証券を通じて、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index(配当込み)」を円換算した値の変動率に一致させることをめざします。**

- TIGER US NASDAQ100 Target Daily Covered Callの組入比率は、原則として高位を維持します。
- 運用の効率化を図るため、先物取引等を利用する場合があります。このため、ETFの組入総額と先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Indexについて

- Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Indexは、Nasdaq, Inc.が開発したNASDAQ100指数を原資産として、日次で新しく期近のコール・オプションを売り建てる「カバード・コール戦略」を行った場合の収益を表すインデックスです。

※「Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index(配当込み、円換算ベース)」は、Nasdaq, Inc.が算出する「Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index(配当込み)」の米ドル建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したものです。

※「Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index(配当込み)」を以下「対象指数」という場合があります。

「Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index(配当込み)」の値動きには、以下のような特徴があります。

#### <原資産との相違>

原資産がコール・オプションの権利行使価格を下回る水準で推移する場合、コール・オプションの権利行使は加味されないため、原資産に比べてコール・オプションのプレミアム相当分だけ変動が底上げされますが、カバードコール指標と原資産の動きは、概ね同じような動きとなります。

他方で、原資産がコール・オプションの権利行使価格を上回る水準で推移する場合、コール・オプションの権利行使が加味されるため、原資産とカバードコール指標の連動性は低くなり、カバードコール指標は、ほぼ権利行使価格の水準に留まります。

#### <留意すべき投資スタイル>

短期的に上昇相場を予想する場合の投資は留意が必要

原資産がコール・オプションの権利行使価格以上に上昇する場合は、次のコール・オプションを売り建てるまでの間、収益が限定的になります。そのため、短期的に上昇相場を予想する場合の投資は留意が必要となります。

#### <原資産との利益・損失の違い>

原資産と比較して、利益が限定され、損失はコール・オプション売却によるプレミアム分だけ軽減されます。

#### <当該指数の特性>

原資産がコール・オプションの権利行使価格より低い水準で推移する場合

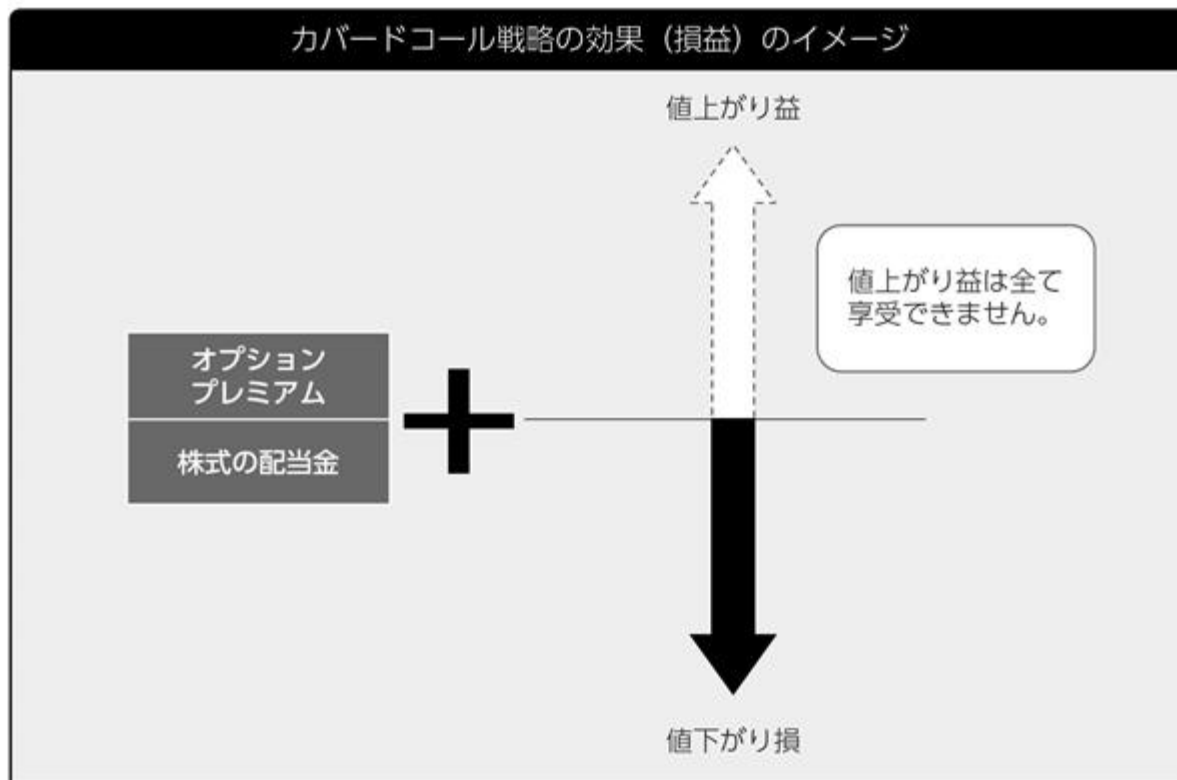
コール・オプションのプレミアム分だけ底上げされるため、原資産よりも概ね高い水準で推移します。ただし、日々の変動率は、原資産と概ね同じ動きとなります。

原資産がコール・オプションの権利行使価格より低い水準で推移する場合、通常コール・オプションの買方は権利放棄をするため、カバードコール指標は、コール・オプションのプレミアム相当分程度、概ね原資産よりも高い水準で推移します。日々の変動率は、原資産と概ね同じ動きとなります。

原資産がコール・オプションの権利行使価格より高い水準で推移する場合

コール・オプションの権利行使により、原資産の価格ほど上昇しなくなります。

原資産がコール・オプションの権利行使価格より高い水準で推移する場合、通常コール・オプションの買方は権利行使をするため、カバードコール指標は、組み合わせた原資産の値上がり分は享受できず、結果、原資産の価格が上昇しても、カバードコール指標はコール・オプションのプレミアム相当分程度を加えた水準よりも上昇しません。



※上記はイメージであり、実際の株価、配当金、オプションプレミアムとは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※上記はファンドが保有する株式の評価額の100%程度にかかるコール・オプションを売却した場合の1つの権利行使期間における損益を表したものであり、当ファンド全体の損益を表したものではありません。

※上記は株式の配当金の支払いおよびオプションプレミアムの獲得があったことを前提として損益を表したものです。

※当ファンドにおいて、カバードコール戦略の損益は毎営業日に時価評価され、基準価額に反映されます。

### ●当ファンドとTIGER US NASDAQ100 Target Daily Covered Callの連動対象指数に関する留意点

TIGER US NASDAQ100 Target Daily Covered Callの連動対象指数であるNASDAQ-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index (Total Return)は、米国市場におけるNASDAQ-100指数構成銘柄の価格およびオプション価格に基づき算出され、主として米国市場の終値を基に指数値が決定されます。

一方、当ファンドの基準価額は、当ファンドが主要投資対象とする韓国取引所上場のETFであるTIGER US NASDAQ100 Target Daily Covered Callの韓国取引所における終値に基づき日々算出されます。

米国市場の取引終了時刻である米国東部時間午後4時と韓国市場の取引終了時刻である韓国時間午後3時30分(米国東部時間午前1時30分、サマータイムの場合は米国東部時間午前2時30分)との間には時差があるため、米国市場終了値を基準として算出される対象指数と、韓国市場の取引終了時点の価格を実質的に反映する(※)当ファンドの基準価額との間には、評価タイミングとして概ね13時間30分から14時間30分の乖離が発生します(米国のサマータイムの有無等により変動します)。

この結果、当ファンドの日々の基準価額と対象指数の値動きとの間に、上記に起因する乖離が生じます。

※TIGER US NASDAQ100 Target Daily Covered Callの取引状況等により、TIGER US NASDAQ100 Target Daily Covered Callと連動対象指数の間で乖離が発生する可能性があります。詳細につきましては後述の「対象指数の動きに関する留意点」をご参照ください。

## ●当ファンドの仕組みに関する留意点

当ファンドは、韓国の証券取引所に上場するETF（以下「投資対象ETF」）を通じて、米国株式及びこれに関連するデリバティブ商品に投資を行います。このため、当ファンドでは投資対象ETFの投資先における課税及び投資対象ETFからの分配金における課税の影響を受けます。なお、外国税額控除（二重課税調整）が適用された場合には、当該税負担の一部が調整されます。

また、当ファンドの基準価額は課税後の分配金に基づき算出されるため、当該税負担の差異が、課税前ベースで算出される対象指数との比較において、パフォーマンスを押し下げる要因となります。

※外国税額控除（二重課税調整）の適用を受けるには条件がございます。くわしくは、取扱証券会社にお問い合わせください。

## 2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- 売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は1万口以上100口単位となります。

●解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は1万口以上100口単位となります。

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者）にあっては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

## 3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利息、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎月10日です。

（注）第1計算期間は、2026年7月10日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index(配当込み)」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 投資対象である上場投資信託証券の有価証券組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること
- (b) 当ファンドおよび投資対象である上場投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 資金の流出入のタイミングと当ファンドが投資対象である上場投資信託証券を売買するタイミング、当該上場投資信託証券が組入証券を売買するタイミングの不一致
- (d) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (e) 投資対象である上場投資信託証券の配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること

## ●指数の著作権等について

本製品は、Nasdaq, Inc.およびその関連会社(以下、Nasdaqおよびその関連会社を「企業」といいます)がスポンサー、保証、販売または宣伝しているものではありません。企業は、本商品の合法性、適合性、説明および開示の正確性または妥当性について、何ら見解を示しておりません。企業は、本商品の所有者または一般投資家に対し、一般的な証券投資または本商品への投資の是非、あるいはNasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Indexが一般の株式市場のパフォーマンスを追跡する能力について、明示または黙示の表明または保証を行うものではありません。Global X Japan株式会社(以下「ライセンサー」)との関係は、Nasdaq®、Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index™、BXNT™、およびライセンサーの特定の商号の使用許諾、およびライセンサーまたは本製品に関係なくNasdaqが決定、構成、計算するNasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Indexの使用のみとなっています。Nasdaqは、Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Indexの決定、構成、計算において、ライセンサーまたは本製品の所有者のニーズを考慮する義務を負いません。企業は、本商品の発行時期、価格、数量の決定、または本商品を現金化するための算式の決定もしくは計算について責任を負わず、またそれらに関与していません。企業は、本商品の管理、販売または取引に関して、いかなる責任も負いません。

企業は、Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Indexまたはそれに含まれるデータの正確性および中断のない計算を保証するものではありません。企業は、ライセンサー、製品の所有者、またはその他の人物や団体が、Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Indexまたはそこに含まれるデータの使用によって得られる結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。企業は、Nasdaq-100 Daily Covered Call Target Premium 15% Index®またはそこに含まれるデータに関して、明示または黙示の保証を行わず、特定の目的または使用に対する商品性または適合性のすべての保証を明示的に放棄します。上記を制限することなく、たとえそのような損害の可能性を通知されていたとしても、いかなる場合も、会社は、逸失利益、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害、結果的損害について、いかなる責任も負わないものとします。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第2【その他の関係法人の概況】

< 訂正前 >

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（2025年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

##### (2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2025年3月末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリ アリング証券株式会社	4,930 (2024年12月末日現在)	
パークレイズ証券株式会社	38,945 (2024年12月末日現在)	

#### 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

#### 3【資本関係】

該当事項はありません。

#### < 再信託受託会社の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2025年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

< 訂正後 >

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（2025年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2025年3月末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリ アリング証券株式会社	4,930 (2024年12月末日現在)	
パークレイズ証券株式会社	38,945 (2024年12月末日現在)	
野村證券株式会社	10,000	

## 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

## 3【資本関係】

該当事項はありません。

### <再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円(2025年3月末日現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。